

## 代表質疑 維新の会 楠村信二

(市長の政治姿勢について)

安倍政権誕生から丸4年が経ちました。安倍総理の掲げたアベノミクスで最も強調したのは「デフレからの脱却」と「経済の好循環」でした。2%の物価上昇率、3%以上の名目経済成長率を達成すると公約し、その実現のために登場したのが、金融政策、財政政策、成長戦略の「3本の矢」アベノミクスでした。日銀による異次元緩和での物価上昇は目標達成できず、財政政策では毎年のように数兆円という経済対策が打ち出されましたが、効果が持続せず、最後の成長戦略の矢が的を射抜き、経済の好循環につなげるはずでしたが、残念ながら矢が放たれず、新たな3本の矢を作ることになりました。

今、日本に求められていることは既得権益を押し切り、この時代にあった構造改革、そして、これからの将来に希望や夢の持てる政策力、これらを実行できる強いリーダーシップです。

アベノミクスの問題は、重要な課題を先送りし、将来世代に回すツケを一段と膨らませたことにあります。異次元緩和の出口が見えない中、2017年度末の国と地方を合わせた長期債務は1094兆円となる見込みで、第2次安倍内閣誕生の2012年度末から約160兆円増えました。

本市におきましても依然として財政が厳しい中、少子高齢化を迎え、医療、介護、福祉など高齢者のライフスタイルを考えた街づくり、これからの21世紀型スキル向上にむけた教育、あまがさきのイメージアップ戦略などやるべき課題、問題が多い中、市長公約の中学校弁当事業は当初利用目標が10%でありましたが、平成24年事業開始から利用率は伸びず、毎年1%台で推移、予算も平成29年度当初予算、約2800万円でこれを含め、これまでの総額では約1.3億円の予算が投じられています。これまで議会からも事業について意見が出され、中学校給食の開始を希望する意見が多くありましたが、実施せず、ようやく今年度から本格的に検討が始まりました。

ここで伺います。現在、本市では中学校給食実施に向け検討が進められていますが、伊丹市が平成29年6月に「中学校給食センター」(敷地面積3288平方メートル、調理能力6000食、2階建て)が供用開始し、全中学校で給食がスタートします。本市において伊丹市と同じように「センター方式」での実施の可能性もあると思いますが、用地確保など、検討についても必要になってきます。現在の公共施設マネジメント計画で示されている、青少年センターや統廃合による学校跡地など公共施設活用等、1年でも早く中学校給食をスタートさせるため、市長として青写真を描いておくことは必要だと思いますが、如何お考

えでしょうか。

これまで4年間の予算編成を見てまいりましたが、総花的な市政運営に思いません。本市財政状況を見ましても、スクラップアンドビルドを意識したメリハリある予算編成が必要だと思いますが、如何お考えでしょうか。

(尼崎市自治のまちづくり条例制定後の取組みについて)

次に尼崎市自治のまちづくり条例制定後の取組みについてです。

昨年10月8日、本市の100周年に合わせて「尼崎市自治のまちづくり条例」が制定されました。我が会派の光本議員がこの条例の懸念点を挙げ、我が会派は議案にも反対はしましたが、制定された以上はしっかりと運用面をチェックしつつサポートもしていきたいと考えています。

制定後、先日は「尼崎市自治のまちづくり条例制定記念フォーラム」が開催されました。条例制定を機に、これからのまちづくりをみなさんと考えようと開催され、稲村市長より講演を行った後、「これからの自治のまちづくり」をテーマにパネルディスカッションも行われました。

そこでお伺いします。尼崎市自治のまちづくり条例制定後、この条例を活用して具体的にどのような施策や事業を展開していくビジョンをお持ちなのでしょうか。また、平成29年度予算のどこにそのビジョンが反映されているのでしょうか。ご見解をお聞かせください。

また、平成26年12月の第9回本会議の一般質問で、我が会派の光本議員が「ちばレポ」の尼崎バージョン「あまレポ」を提案し、市長も「導入する！」と現場でお約束いただきました。「あまレポ」は市民参画を促す1つの起爆剤にもなりえますし、尼崎市自治のまちづくり条例にも繋がります。「導入する！」とお約束いただいてから2年以上が経過していますが、どのように導入していくのか、またどのように市民参画に活用していくのか、ご見解をお聞かせください。

(ファミリー世帯の定住・転入促進について)

本市の人口の現状を客観的に分析し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を市民と共有するために平成27年10月「尼崎人口ビジョン」が示されました。本市の一丁目一番地であるファミリー世帯の定住・転入促進に向けた取組の参考とするため、若年夫婦世帯2400世帯と子育てファミリー世帯24

〇〇世帯の合計4800世帯にアンケートを実施しています。この中の居住に関する質問で、尼崎市外に移りたいとされた世帯に、その理由について質問をすると「治安・マナーが悪いから」との回答が各世帯7～8割で1位でした。このことから市民のマナー向上に本気で取り組まなければ、ファミリー世帯の市外への転出は止めることは難しいと思います。

ここでお伺いします。本市はファミリー世帯の定住、転入を1丁目1番地にしています。ならば「市民マナー」の核になるものが必要と考えますが、市長はファミリー世帯の定住・転入につなげる「市民マナー」の核をどのように考えますか。お聞かせください。

(禁煙対策や路上喫煙対策について)

平成27年12月の第14回本会議の一般質問で、我が会派の光本議員が本市の禁煙対策や路上喫煙対策についての考えについて厳しく問い質しました。

条例制定も視野に入れると医師会に対して市長自らが発言したにも関わらず、その勢いはどこへやら、平成28年度は様々な方法で啓発を行い、喫煙マナー向上について粘り強い取組みを実施することが重要だという方針で、小学校前での啓発・ポイ捨ての啓発・尼崎たばこ対策宣言などが行われました。

平成27年12月の第14回本会議の光本議員への答弁では、「平成28年度はマナー向上に関する啓発や広報を積極的に実施してまいりたいと考えております。その結果や啓発状況から強制力を伴う方策等が必要な場合は条例の制定も視野に入れて検討してまいります。」とあったにも関わらず、平成28年度の結果や啓発状況がどのようなものであったか不透明な中で、平成29年度は「試行的にJR尼崎駅南に喫煙所を設置し、分煙を推進する」という計画がされています。

そこでお伺いします。本市の禁煙対策や路上喫煙対策はどこを向いて進んでいるのでしょうか。本市のたばこ問題に対しての考え方や姿勢が全く伝わらず、どこを目標として進もうとされているのか理解に苦しみます。また、市長自ら言及された条例制定はどうなっているのでしょうか。ご見解をお聞かせください。

(稲村市長2期目の報酬)

稲村市長は、平成22年の尼崎市長選挙に立候補され、白井市長の政策を継承するとし当選されています。白井市長は、平成14年の初当選時に、尼崎市長の退職金を恒久的に500万円にすると公約され当選されました。しかし、その後、議会で白井市長の恒久的に退職金を500万円にする条例案は否決され、そして逆に、議員提案により白井市長限定の退職金500万円の条例案が可決されまし

た。稲村市長 1 期目は、白井市長の退職金を継承し、市長の退職金を約 500 万円にすると公約し、当選されています。これについて稲村市長は、本市の厳しい財政状況も踏まえる中で、市政改革の先頭に立つ者の姿勢だと発言されています。しかし、2 期目の市長選挙の公約では、この退職金について触れず、特別職報酬等審議会にその旨を諮問答申され、稲村市長の退職金は現在、全くカットされず約 2,250 万円になっています。

稲村市長は、退職手当の水準だけの議論ではなく、給料や期末手当も含めた市長の給与制度全体のあり方について整理すべきと考えていると示されていますが、2 期目現在の稲村市長の 4 年間の総収入額は約 8990 万円。1 期目の 4 年間の総額約 5660 万円に比べて 2 期目は約 1.6 倍以上になっています。

縷々述べてきましたが、依然として本市財政状況は厳しく、市職員の努力はあるものの、今後も約 20 億円の収支不足が続き、将来負担（目標管理対象分）は行財政改革の中間目標の平成 29 年度 1550 億円には、約 100 億円届きませんでした。これまで市職員は給料カットされている中、稲村市長は前期に比べ、約 1.6 倍以上の報酬約 9 千万円を 4 年間で受け取られます。改革の先頭に立つ者として、身を切る考えはないのでしょうか。

#### （新教育委員会制度）

平成 23 年大津市で起きた当時中学 2 年生がいじめを苦に自殺に至った事件があり、教育委員会の隠蔽体質が発覚、問題視されました。この「大津いじめ事件」をきっかけに教育委員会の責任体制や首長の権限強化について議論が行われました。そして、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が平成 27 年 4 月に一部改正され、すべての地方公共団体に総合教育会議（以下「会議」という。）が設置されています。これにより、市長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、市長が公の場で教育政策について議論することが可能になりました。また、市長と教育委員会が協議及び調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることになりました。法律の主な改正点は、教育委員会委員長と教育長を一本化した新教育長の設置、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化、総合教育会議の設置、首長による教育大綱の策定です。

ここでお伺いします。おおよそ 60 年ぶりの教育委員会制度の大幅な見直しが行われ、本市では平成 27 年 4 月に第 1 回総合教育会議が開催されました。あれから 2 年を迎えようとしています。市長はこの制度変更をどのように本市教育に活かされてきましたか。そして、これからどのようにして行かれるかお考えをお聞かせください。

次に大綱の策定についてです。法律では自治体の既存の教育委員会が策定した教育振興基本条例などを転用することもできますが、市長の考えを取り入れた大綱を策定することもできました。

なぜ市長の教育の考えを取り入れた大綱を策定しなかったのですか。お聞かせください。

大津では市の対応の遅れなどから、大切な子供の命が失われました。先日、ニュース番組で子どもが殴る蹴るの暴行を受けているスマホ動画が流れていました。本市でこのようなことがあれば、市長が主導的に召集できる総合教育会議を緊急的に開き対応について協議されますか。お聞かせください。

今年1月に横浜市で中学1年生が同級生に150万円を払わされていた行為について、横浜市教育委員会はいじめを認定することが難しいという考えを示していました。

ここで伺います。本市教育委員会では、この横浜市教育委員会の「いじめを認定することが難しい」との発言について、どのような見解をお持ちですか。お聞かせください。

(英語教育について)

文部科学省は平成29年2月、2020年度から順次実施される小中学校の学習指導要領の改定案を公表しました。小学校5、6年生の英語が正式な教科となり、年間70コマ、小学校3、4年生は外国語活動として年間35コマの授業を受けます。授業時間は各学校の判断で確保し、土曜日や夏休みの利用などが想定されています。主な指導内容として3、4年生では英語を使ってコミュニケーションを図ることの楽しさを知り、英語の発音やリズムに慣れ親しむとともに、日本語との違いを知り、言葉の面白さや豊かさに気づく。5、6年生ではアルファベットの大文字と小文字を学び、英語の基本的な表現の文法などを理解するとなっています。

ここで伺います。平成27年の全国公立小学校における英語教育実施状況調査の結果では、小学校教員の英検準1級以上の取得率は0.9%、本市の小学校教員の英検準1級取得率は平成28年12月現在2.1%と全国と比べ、高くなっています。本市中学校教員の英検準1級の取得率は19.8%になっており、小学校と比べ、かなり差があります。中学校と小学校の違いはありますが、

今後、小学校教員の英語指導力向上が急務となりますが、本市としてどのように向上させていくのか、また、英検準1級取得率向上についても、目標値などあれば、併せてお答えください。

本市は平成28年から英語学習ポップステップジャンプ事業を行なっています。この施策は3つの事業があり、「英検チャレンジ事業」は全中学生を対象に英語検定試験の費用1人、1000円を補助します。「英語キャンプ事業」は中学2年生50人が英語のみによる3泊4日の学習合宿を体験します。「海外語学研修派遣補助事業」は高校2年生8人を対象に海外の語学学校に4週間派遣し、英語を学習します。

ここで伺います。この平成28年から始まった事業ですが、その後の検証について、どのような検証を行っていくのか、また中学生全体の英語力向上につながる施策がもっと必要と考えますが、如何お考えでしょうか。

(ICT教育について)

社会の情報化が急速に進展し、今後も更なる情報コミュニケーション技術（ICT）の発展が予想されています。学校においても、コンピュータやインターネット、デジタルカメラなどのICTが、多様な学習のための重要な手段として活用されるようになってきており、このような状況の下で、児童生徒が、情報社会に主体的に対応できる「情報活用能力」を身に付けることの重要性はますます高まっています。

また、子供たちの主体的・対話的で深い学び「アクティブ・ラーニング」を実現する上でICTは効果的であり、確かな学力の育成に資するものです。ICTを活用することによって、一人一人の子供たちの能力や特性に応じた「個別学習」や、子供たちが教え合い学び合う「協働学習」の効果的な実施が可能になります。

本市は平成27年9月以降順次、全小学校にタブレット型パソコンが導入され、使用開始しています。学校別、学年別、パソコン教室での使用および普通教室等でのひと月あたりの使用回数と学校別教員の使用率のデータを頂きました。これを見ますと普通教室等での使用がまだまだ少ないこと、そして学校間の使用格差、教員の使用率に大きな開きがあります。

西宮市は3名のICT支援員が常駐、伊丹市では教育総合センターに2名が常駐しており、各学校へのサポート体制を築いています。芦屋市ではタブレットパソコンに特化した専門員が1名とネットワーク環境、トラブル対応に2名配置しています。本市では家庭学習のサポートなど4名配置していますが、ICT支援

員は現在いません。

ここで伺います。本市はファミリー世帯の定住、転入の促進を1丁目一番地にしており、今後 ICT 教育がより進んだ自治体がファミリー世帯に選ばれると思います。本市のタブレット使用頻度が低い学校や教員の使用率が低い学校の格差是正が必要です。ICT 支援員導入が必要と考えますが、如何でしょうか。

(学力向上について)

平成27年度より兵庫県の公立高校入試が大きく変わり、通学区が16学区から5学区に再編されました。通学区が拡大されたことにより、受験生は選択肢が増え、良い面もある一方、他市から尼崎の高校を受験する生徒が増えることにより、尼崎の子供達が他市の公立高校や私立高校へとはじき出されることもあると聞いています。尼崎の子供達が希望する高校へ入学するには学力向上が欠かせません。本市の小中学校の学力は全国平均になりつつありますが、さらに上げなければなりません。また本市はファミリー世帯の定住・転入を柱の一つとしており、そのための学校教育への予算投入は重要です。

平成29年度当初予算案では教育費の内、社会教育費及び投資的経費を除く児童・生徒ひとり当たりの費用は32万3千円となっており、前年度33万円と比べ7千円の減となっています。

ここで伺います。人口ビジョンのアンケートでも尼崎市外に移りたい理由で「学校教育に不満があるから」との回答が上位になっています。本市として教育費予算を増やす必要があると思いますが、如何お考えでしょうか。

(本市の社会教育について)

(子供の貧困について)

尼崎市議会においても先輩同僚議員が何度も質問されてきました。「子供の貧困問題」です。わが国に取りましても最重要課題であり、スピード感をもって取り組まなければなりません。日本の子供の相対的貧困率は16.3%で6人に1人、ひとり親では54.6%(2人に1人)で先進国では最悪の水準になっています。これらの子供はご飯を食べ、友達と遊び、勉強をして望めば高校や大学に挑戦できるといった、今の日本の子供なら普通に出来ることができない状態にあります。

特に深刻なのは母子家庭で、母親の8割は働いているが、低賃金で十分な収入

を得られない母親が多くいます。一番の問題は貧困が親から子へと連鎖してしまうことです。母親も4割が生活保護で育ったという調査結果もあります。

親の経済的貧困は、子どもから学習の機会やさまざまな体験活動の機会を奪うことにつながります。教育機会に恵まれなかったことで低学力・低学歴になってしまった子どもは、大きくなったときに所得の低い職業につかざるを得なくなり、更には彼らの下の世代にも貧困が連鎖してしまいます。

平成29年度新規事業として、「尼崎市子どもの生活に関する実態調査事業」が計上されました。この事業は負の連鎖を断ち切ることを目的に、まずアンケート調査を行うとのことです。

ここで伺います。この結果によって問題点が明らかになったならば、スピード感をもって、「負の連鎖を断ち切る」効果的な施策を速やかに実行されるのか、市長の考えをお聞かせください。

(塾代助成制度について)

日本の教育格差は学校外教育で生まれているというデータがあります。文部科学省の「平成26年度子供の学習費調査」によると、家庭が自己負担する教育支出(学習費)のうち、約6~7割が学校外教育費(学習塾や習い事等の費用)であることが明らかになっています。

富裕な家庭と貧困家庭の教育機会の不平等を解消し、貧困家庭の子供たちでも塾や習い事に行ける制度が必要と考えます。大阪市では平成25年12月から家庭の経済状況に子供の学習環境が左右されることなく、子供たちが学力や才能を伸ばして成長できるよう学習塾や文化、スポーツ教室に使用できるクーポンを支給する制度、大阪市塾代助成事業を実施しています。この制度は、低所得世帯の中学生にも学ぶ機会を平等にするため月1万円を助成する制度となっています。

現在、本市では就学援助を受けている中学生が要保護498人、準要保護2374人の合計2872人います。まずは、この中学生2374人に絞って、塾代等助成制度を導入して頂きたいと思いますが、如何でしょうか。

(母子家庭等医療費助成事業について)

兵庫県の第3次行革プランで母子家庭等医療費助成における所得制限が見直され、例えば扶養親族1名で230万円未満なら助成対象でしたが、改正後は57万円未満になり、平成26年7月以降約半数近くが対象外になりました。阪神間では西宮市、芦屋市、宝塚市、三田市では独自に予算をつけ改正前と同じ所得制



限としています。また、姫路市や加東市では高校生までの子供の部分だけは以前と変えないよう予算処置しています。

本市は、この制度で母子家庭等医療費助成の予算が旧制度であった平成25年の2億8800万から現在平成29年の当初予算では約1億2900万円ということで約1億5900万円の減となっています。以前、本市の高校生までの子供さんの部分だけなら約2500万で出来ると試算して頂きました。

母子家庭等の高校生までの子供の医療費助成に予算をつけて頂き、母子家庭の子供が病院等に行きやすくするため、負担軽減を図って頂きたいと思いますが如何でしょうか。

(危機管理安全局について)

南海トラフ地震などの大規模災害や、近年増加する集中豪雨などに適切に対応するための体制強化として、平成28年4月から「危機管理安全局」が設置されました。それまでは総務局に包含される担当局がありましたが、独立した局となり、約1年が経ちましたが、どのようなことを重点的に取り組まれてきましたか。お聞かせください。

(指定避難場所の耐震対策について)

市有建築物のうち指定避難場所の耐震対策についてです。本市には災害時に避難場所の指定をされている市有建築物が78施設あり、そのうち新耐震基準あるいは耐震改修工事が完了若しくは耐震改修工事中の施設は70ありますが、残りの耐震改修等が未実施(学校統合で工事中の3校は除く)5施設につきましては、尼崎市公共施設マネジメント計画の中で対応するとされていましたが、その後、具体的な耐震対策について、決まりましたか。お答えください。

(国土交通省公表の猪名川・藻川洪水浸水想定区域図による園田地域の公共施設跡地活用計画について)

平成29年度予算において東高校跡地の売却金額が歳入計上されています。現在の計画として東高校跡地は複合施設、特別養護老人ホーム、民間への賃貸借によるグラウンド並びに民間業者による住宅分譲を計画されており、今回その住宅分譲部分の22,000㎡の売却となっています。しかし、俯瞰して園田地区全体で考えますと地区会館の跡地に北消防署園田分署を計画され現在の園田分署の跡地売却を計画されています。ここで大きな問題が発生したのではないでしょう

か。先ず一点目、本市作成の平成 21 年 3 月の猪名川・藻川の洪水ハザードマップ及び平成 26 年尼崎市洪水ハザードマップにおいて、東高校跡地も園田地区会館跡地も同様の浸水想定がなされていました。しかし、昨年 6 月に発表された国土交通省猪名川河川事務所による淀川水系猪名川・藻川洪水浸水想定区域図の浸水継続時間によると、園田地区会館地域では 3 日～1 週間浸水が想定されています。しかし、東校跡地では 1 日未満の浸水想定となりました。これは、近年の集中豪雨の多発を受け平成 27 年に水防法が改正されたことに伴い想定が見直されました。

2 点目は、東高校跡地においてヒ素及びフッ素の土壤汚染が検出されました。このことにより土地売却額が今年度予算より 30%程低下しています。又、周辺の土地の路線価、坪 458,700 円に対して東高校跡地の売却金額は、坪 151,800 円と周辺の地価の三分の一で投げ売り状態です。

ここで伺います。平成 26 年尼崎市洪水ハザードマップと昨年 6 月に発表された国土交通省猪名川河川事務所による淀川水系猪名川・藻川洪水浸水想定区域図のどちらを今後順守するのでしょうか。お聞かせください。又、今回の国土交通省の浸水想定図を受け東高校跡地の活用計画に影響、或いは、変更はありませんでしょうか。お答えください。

我々としては、国の想定図を順守すべきと考える中で園田地区会館地域が 3 日から 1 週間浸水が想定される中で地区会館跡地の活用計画についてどのようにお考えでしょうか。お答え下さい。

(債権管理について)

昨年 6 月議会、12 月議会の一般質問でも取り上げました債権管理について再度質問します。地方財政制度改革によって地方税の徴収率についても基準財政収入額算定に影響を受けており、徴収率向上への取組は強化しなければなりません。また、平成 27 年 3 月末の実質収入未済額は約 150 億円になっており、市庁舎が建て替わるほど巨額なものとなっています。本来入ってくるべき公金を確保することは重要ですし、まじめに納付いただいている市民が多くいる中、資力があるにもかかわらず納付しない悪質な滞納者がいる不公平を是正する。一方で生活困窮者等に対する徴収緩和措置等を行うためにも債権管理の一元化や債権管理条例が必要だと発言させて頂きました。

今年 1 月に岩田副市長を座長に「債権管理のあり方検討会議」局長クラス 9 名、ワーキングチームとして課長クラス 10 名を構成メンバーで設置されました。これは「債権管理条例制定」や「債権の一元化」実施に向けて結成されたのでしょうか。お答えください。

(公益財団法人尼崎市総合文化センターについて)

総合文化センターは、昭和48年3月31日に設立され、これまで音楽、演劇、美術など中心に芸術文化の創造及び振興に関する事業を行い尼崎市民の文化の向上に重要な役割を担ってきました。尼崎市との関係においては予算において昭和48年度から昭和59年度までに19億3205万円の補助を受けた他、現在もホール棟建設等に係る借入金の償還に対して補助を受けています。また、センターの文化棟、大ホール棟の敷地10,895,81m<sup>2</sup>の土地についても無償貸与を受けています。

財政面では平成27年度まで建設償還金補助金に係る補助金を受けていましたが当該補助金が終了した27年度以降は実質的には 億 万円の赤字になります。

29年度予定の耐震診断の結果次第では、今後において大規模な改修等が必要となる可能性もあり財政的にはセンター単独での改修等行うのは難しい状況にあります。今後も厳しい経営状況が予測されますが、私ども会派ではこれまでの補助金には一定の理解はするものの総合文化センターについては指定管理者を導入するなど、施設管理を維持する管理運営費等の削減はもちろん民間のノウハウを活用することでセンターが自立した経営を行うよう要望してまいりました。

そこでお伺い致します。センターの経営改革及び今後の総合文化センターの在り方について市長の見解をお聞かせください。

(外郭団体口腔衛生センター)

「公益財団法人口腔衛生センター」についてです。平成28年予算特別委員会の総括質疑で口腔衛生センターについて質疑しました。障害者歯科診療など市として必要なものがある一方、休日急病歯科診療や歯周病検診など、以前と状況が変わり、今後の検討が必要な事業もあり、平成26年度決算で補助金として約5800万円を計上しています。他の自治体でも同じような口腔保健関連事業を行っており、予算が西宮市約1800万円、伊丹市約1600万円です。本市補助金は近隣市の3倍以上の予算額になっています。西宮市等は歯科医師会に業務委託しているのに対して、本市では口腔衛生センターの赤字補てんをしており、他市と同じ事業をしていますが、運営形態が違いコストが掛かっていました。これについて、西宮市のように業務委託することや、業務のスリム化など運営形態を見直されてはどうか質疑しました。答弁では、尼崎口腔衛生センターの解消に向けて協議していかれるとの事でした。

ここでお伺いします。あれから1年になります。解消に向けての協議とは何を

どのようにしていくのか、またいつまでに結論が出るのか、詳細を教えてください。

(業務委託の収支報告の有無について)

500万円以上の業務委託についてお伺いしてまいります。現在、13局において198もの業務委託を行っています。事業報告の有無については全て行われています。しかし、収支報告については、198業務の内46事業となっています。収支報告の実施状況を局別で申し上げますと企画財政局5件中0件、総務局17件中0件、資産統括局7件中0件、市民協働局21件中1件、健康福祉局36件中25件、こども青少年本部事務局5件中3件、経済環境局53件中10件、都市整備局13件中2件、消防局2件中0件、教育委員会15件中5件、水道局1件中0件、公営企業局22件中0件、危機管理安全局1件中0件という結果となっています。

ここで伺いたします。この業務委託において収支報告の提出の有無についての明確な基準をお聞かせください。又、指定管理者制度においては、41施設において管理頂いています。こちらの41施設は全てで指定管理団体より事業報告並びに収支報告がなされています。先ほどの業務委託と指定管理の違いと収支報告の有無の違いをお答えください。

(人事、給与構造改革について)

よりよい住民サービスを実現するためには、意欲と能力があり、努力し、成果を上げる公務員には、年齢に関係なく責任ある仕事の機会や重要なポストを与え、それにふさわしい対応にすべきと考えます。身分的、特権的な公務員組織を改め、市民のための普通の組織、当たり前前の組織に変えていく、つまり身分から職業に変えていく必要があります。能力、意欲のない公務員には従来型の処遇を見直し、能力、意欲のある公務員を抜てきする組織に変えていく必要があります。しかし、その評価の実態は、平成25年度において、部課長級はS、A、Bだけで99.7%、課長補佐、係長級はA、B、Cだけで99.9%とすばらしい評価となっており、下の2段階には0、数%という状況です。民間ではありえない、評価放棄ともいえるのではないのでしょうか。

箕面市では「年齢と処遇の一致」から「責任と処遇の一致」をコンセプトに、平成27年4月より新給与関係条例の施行、平成28年4月より昇格・降格基準の適用を実施されています。例えば、旧給料表における昇格の仕方では、上下の職階同士で給料月額に大幅な重複があり昇格は次の職階の同額にスライドするだけの取り扱いであったものを、新給料表では、一般職、監督職、管理職などの

境目に給与月額重複ゼロのポイントをつくり、責任と処遇の不均衡を解消されています。この制度の発端は、若手職員から上の役職についてもほとんどメリットがないという不満が市長の耳に入り、そして旧給料表について職員の方にアンケートをとった結果、6割以上の方が不満を感じているという結果が出て、人事、給与構造改革という大改革につながりました。

ここで伺います。職員のモチベーション及び生産性向上につながる「年齢と処遇の一致」から「責任と処遇の一致」と図り、役職間の給与の重複部分を少なくなど、本市の人事、給与構造改革について、箕面市のように職員にアンケートを取られてはどうか。

(働き方改革について)

現在、我が国においては、労働者の心身の健康確保、仕事と生活の調和、女性の活躍促進等の観点から、長時間労働をはじめとする拘束度の高い働き方を見直す「働き方改革」を推進していくことが求められています。

我が国が「働き方改革」を進めていくということに対して、世界が注目をしています。「働き方改革」は、まさに日本の企業文化、日本人のライフスタイル、日本の働くということに対する考え方を変えることとなります。

「働き方改革」は構造改革の大きな柱となる改革です。スピードと実行であり、もはや、先送りは許されないと思います。多くの方が「働き方改革」を進めていくということは、人々のワーク・ライフ・バランスが改善し、女性、高齢者も仕事に就きやすくなりますし、労働生産性の向上にもつながります。

本市に於いても平成27年3月「尼崎市職員のワーク・ライフ・バランスの推進に関する報告書」が示されました。そのうち取り組み効果を測るための5つの指標の一つとして、職員1人当たりの年間超過勤務等時間数があり、平成25年度と平成31年度を比較して10%の縮減を目標にしています。しかし途中経過である平成27年度は縮減どころか増加しています。

また「役職者に占める女性の割合」という指標があります。

課長級以上を平成26年4月1日7.3%から、平成32年4月1日に15%に、課長補佐・係長級を平成26年4月1日29.0%から、平成32年4月1日に32%に、という目標値が設定されていますが、進捗は芳しくありません。

この役職者に占める女性の割合が伸びない原因の1つに超過勤務等時間数の多さとも言われています。

ここで伺います。「働き方改革」は本市に於いても、早急に取り組む必要があると思います。市職員の心身の健康確保、仕事と生活の調和、女性の活躍促進等の観点からも、長時間労働をはじめとする拘束度の高い働き方を抜本的に

見直し、いきいきとした職員がたくさん出来る環境をつくるのが本市にとって必要と思いますが、如何お考えでしょうか。

(教員の課外クラブについて)

文部科学省は地域のスポーツ指導者らを中学、高校の職員である「部活動指導員」として学校教育法施行規則に明記し、4月に施行します。これまで法令上の規定がなかった外部指導者の位置づけを明確にする事で活用を促し、教員の長時間労働を是正する狙いがあります。中学、高校の部活動では現在も外部指導者が導入されていますが、責任や待遇などが曖昧なため、顧問の教員の補佐役にとどまっています。運動部の全国大会を主催する日本中学校体育連盟(中体連)、全国高等学校体育連盟(高体連)、日本高等学校野球連盟(高野連)の3団体は、指導員による参加生徒の引率を認めるため、2017年度中にも大会規定を見直す方向です。現在の規定は、引率を原則教員に限定しています。部活顧問の教員は校外での土日の試合に付き添うことを求められ、負担を重くしていました。

部活動の指導は、教員の長時間労働を助長する原因の一つと指摘しており、スポーツ庁が全国の国公私立中を対象に昨年行った調査では、22.4%が部活動の休養日を週1日も設けておらず、42.6%は土日に設けていないという結果が出ています。

兵庫県が教職員の勤務時間の適正化について通知しています。これによると、「教職員定時退勤日」「ノ一部活デー」の完全実施を重点取組項目としており、週1回以上の「教職員定時退勤日」、平日週1日以上の日休、土日、月2回以上の「ノ一部活デー」を示しています。しかし本市ではまだ達成できておらず、改善しなければなりません。

ここで伺います。本市では課外クラブ関係事業費として約4千万円計上されており、平成28年、中学校、高等学校の課外クラブ数416の内、55人の技術指導者を配置していますが、今後、さらなる教員の負担軽減を図るため、地域のスポーツ経験者などを有償ボランティア等で協力を求めるなどされてはどうでしょうか。

(子育てしやすいまちづくりについて)

全国の自治体の中でも稲村市長はかなり若い世代の、しかも子育て真っ只中の女性首長として注目を浴びているにも関わらず、その強みを活かせていないように感じます。

そう感じる理由の1つが、「IT」や「データ」の重要性を認識し、それを活用

してレバレッジの効いた施策を進めようという姿勢が見えない。そして、周辺自治体を研究してばかりではなく、率先して先端事例に取り組み、チャレンジしながら修正をし、近隣他都市を引き離すスピード感を持ってモデル事業を作っているという気概が見受けられません。

例えば、平成 28 年度からファミリー世帯の転入増加・転出抑制に繋げるため、「3 歳からのあまらぶ BOOK」が尼崎市内にお住まいで、3 歳になるお子さんの誕生日に届けられる事業がスタートしました。

この BOOK の 3 つのポイントは、

1. 子どもの成長記録をつけられる！
2. 尼崎での子育てが分かる！
3. 住まいの情報が満載！

とのことですよ。

そして、市長をはじめ職員が一枚一枚手書きのメッセージを添えて、お子さんの 3 歳の誕生日を手作りで祝福します、とあります。

しかしながら、この事業がどれほどの効果があり、どれだけのインパクトをファミリー世帯に与えたのかよく分かりません。

何より、現在子育てされているパパ・ママ世代はスマホ世代であり、紙媒体よりもデータでのやり取りの方が便利で気軽と感じている世代にも関わらず、その世代へのアプローチが「3 歳からのあまらぶ BOOK」という紙媒体なのは、時代の潮流を読めていないと感じざるおえません。

例えば、ファミリー世帯に向けた施策として、「母子健康手帳アプリ」を導入している自治体が増えています。

母子健康手帳と一緒に使え、健康の記録をクラウドに管理でき、自治体や病院から信頼できる情報が届き、日々の思い出も一緒に記録できそれをママパパが共有できる、このようなアプリを率先して導入し注目を集めている自治体が増えつつあります。

紙媒体と違い、アプリの場合はデータをママパパが共有しやすくなるためパパの育児参加の促進にも繋がり、また、最新の情報を常にお届けすることができ、子育てしやすい街づくりに繋がります。

またアプリの開発費用は既に存在するアプリを活用すれば良いので低額に抑えられます。

こういうレバレッジの効いた事業こそ、財政状況が厳しく、子育てしやすい街づくりをアピールし切れていない本市こそ、近隣他都市を抜いて一番に導入しアピールしていくべきだと思います。

そこでお伺いします。「IT」や「データ」の重要性を認識し、それを活用してレバレッジの効いた施策を進めようという姿勢が平成 29 年度の予算のどこに反

映されているのでしょうか。また、子育てしやすい街づくりを進める中で、スマホ世代のママパパに響く施策・事業を近隣他都市より早く実行して本市の魅力をアピールしようというお考えはあるのでしょうか。ご見解をお聞かせください。

(市営武庫 3 住宅第 2 期(宮ノ北住宅)建替事業の実施について)

市営時友・西昆陽・宮ノ北住宅(以下「市営武庫 3 住宅」という。)については、平成 24 年 12 月に策定された「市営時友・西昆陽・宮ノ北住宅建替基本計画」に基づき、その第 1 期事業として、時友住宅の建替と市営武庫 3 住宅の移転先住宅として蓬川第 2 住宅の建設が、民間のノウハウや創意工夫などを活用する PFI の手法により実施されました。この第 1 期事業に引き続き、第 2 期事業として宮ノ北住宅の建替事業を PFI の手法により実施されます。まず、今回の質問は第 2 期事業である宮ノ北住宅の建替事業に反対という立場での質問ではありません。あくまでも、現在本市が計画している第 2 期事業の中の余剰地の活用方法について、疑問を感じるので、そこを質問させていただきます。

昨年 12 月の本会議の一般質問で、我が会派の光本議員がこの問題について質問をさせていただきました。その質問の中で、「様々な課題のある余剰地に戸建て住宅が計画されているが、課題のない余剰地で住宅を計画した際に、売却価格がどれだけ変わるか試算しているのか」という質問に対し、「埋蔵文化財包蔵地内において、公園や戸建て住宅地の配置を変更した場合の道路面積や売却面積の増減に伴う事業費の試算は行っておりますが、売却価格がどれだけ変わるのかといったことについては試算しておりません。」という答弁でした。

そこでお伺いします。事業を進めて行く中で、事業費の試算と共に売却価格の試算も行い、ベストな選択を行うことが市長の務めだと思いますが、それをせず  
に事業を進めていくのはなぜでしょうか。また、ゼロベースから構築できる事業  
であるにも関わらず、わざわざむっこ北保育園の目の前に戸建て住宅を新た  
に作ることで、市長の目指す子育てしやすい街づくりに繋がるのでしょうか。ご  
見解をお聞かせください。

また、むっこ北保育園や通われている保護者の方々は今回の建替え事業にお  
ける道路整備の中で、6m 幅の道路に加えて歩道が整備されることも望んでいま  
す。昨年 12 月の本会議の光本議員の一般質問で、当局は「歩道を整備した場合、  
道路の整備費が増加するだけではなく、埋蔵文化財の調査面積が増えることか  
ら、発掘調査費が増大するとともに、余剰地の売却面積が減ることとなり、売却



益が低下します。」と答弁され、新たに歩道を設ける必要はないと言っています。このような考え方や進め方が、安心・安全の街づくりや、子育てしやすい街づくりに繋がるのでしょうか。宮ノ北住宅の建替事業において、市長の安心・安全の街づくりや、子育てしやすい街づくりの想いはどこに反映されているのでしょうか。ご見解をお聞かせください。

(あまがさき・ひと咲きプラザ「育ち館」について)

子供の教育に関する悩みや、子育てに不安を感じる保護者の割合が高い中で、発達障害やその疑いのある子供の増加、いじめ、不登校、集団不適應、児童虐待の件数が増加するなど、子供や子育て家庭を取り巻く状況は多様化し、複雑化、深刻化しています。また、関係する機関も多種多様で機関単独による対応で解決を図ることが困難なケースが増えていることから、「子供の年齢に応じた切れ目のない支援（縦の連携）」と「福祉、保健、教育等が連携した総合的な支援（横の連携）」体制をつくり、子供や子育て家庭の相談をワンストップで受け止め、適切な支援を行うため、本市はあまがさき・ひと咲きプラザ「育ち館」に「子どもの育ちに係る支援センター」を平成31年度に設置します。

尼崎市における子どもの育ち支援・青少年施策の今後の方向性について（素案）の内容を見ますと発達障害、児童虐待、不登校対策についてはかなり詳しく記載されており、力を入れて取り組まれることがわかりますが、いじめについては、ほとんど記載されていません。

ここで伺います。いじめは子供が自らの命を絶つほど大きな問題です。「育ち館」での「いじめの支援体制等」についての見解を教えてください。

(兵庫県青少年愛護条例について)

平成28年3月に兵庫県がネット・スマートフォン利用のルールづくりに努めることを学校や保護者らに求める「青少年愛護条例」改正案が成立しました。

この条例では学校や保護者などにネット・スマートフォンの利用時間や利用方法についてのルール作りの支援を義務付けるというもので、ルールは子供自身が作ります。2014年4月に全国で初めて愛知県刈谷市が夜9時以降のネット・スマートフォン使用時間規制を導入後、全国的に使用時間規制に関する条例が誕生しました。今回の兵庫県の条例では他の自治体とは違い、学校や保護者らに「ルール作りの支援」を義務付けた条例になっています。

昨年の6月議会でネット・スマートフォンの利用時間などのルールづくりの支援をどのように進めていくかお聞きしたところ、児童生徒などに「基準づくりの実態アンケート」を実施し、その結果を踏まえて実効性のある支援を行うとのことでした。

ここで伺います。現在、本市の中学校でネット・スマートフォン使用時間規制等ルールづくりの策定済みが4校、策定中が2校、未策定が11校ありますが、いつまでに全校策定されますか。また、なぜ小学校は1校の策定も出ていないのでしょうか。全国的には小学校ほどしっかりとやっていますが、ご見解を教えてください。そしていつまでに、全校策定するのでしょうか。明確にお答えください。

(本市経済の活性化について)

政府は東京オリンピック、パラリンピック開催の2020年に訪日外国人旅行者2000万人を目標に掲げていましたが、2015年には約2000万人を達成し、「観光先進国」への新たな国づくりに向けて、2016年3月「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」において、新たな観光ビジョンを策定しました。「世界が訪れたい日本」を目指し、2020年に4000万人、2030年に6000万人に目標を引き上げました。外国人旅行者数は2012年836万人から2016年2403万人(前年比21,8%)に増加。外国人旅行消費額も2012年1兆846億円から2016年3兆7476億円(前年比7,8%増)に増加しています。本市に隣接する大阪の外国人旅行者数は2014年376万人、2015年716万人、2016年941万人となっており、全国の約40%になっています。

本市は大阪に隣接している強みを最大限活かし、訪日外国人観光客に本市に来てもらい、本市経済の活性化を図らなければなりません。平成30年には尼崎城が完成することからも、訪日外国人観光客誘致や来られた外国人への対応についても考える必要があります。

ここで伺います。訪日外国人旅行者への尼崎城の「おもてなしメニュー」として忍者服で商店街に行けば割引される等の企画や本市に来られた訪日外国人旅行者が尼崎に悪いイメージをもたれないような対応として、尼崎城外国語対応ボランティアの配置や外国人急病患者の受け入れ体制の整備、救急隊外国人対応職員の養成等も必要になってくると思いますが、如何でしょうか。

平成30年完成の尼崎城の内部展示や城内地区の整備などを行う城内まちづくり事業であるが、今後長期間にわたり、維持管理費や修繕費、減価償却費などが必要になるが、将来についての計画はいつ示されるのでしょうか。お聞かせください。